海野信也委員の論点整理に関する意見書

「平成23年度以降も現行制度を継続する場合の問題点と必要な具体的修正内容の検討」

平成22年9月8日 井上 清成

- ▶ 現行制度には法的な問題はないか? 〈井上意見〉
- ①現行の健康保険法第101条・第61条と健康保険施行規則第86条の下では、直接支払制度自体が違法であるとの法的疑義は払拭しえない。
 - (i) 現在はどの妊産婦も具体的意思表示をしていないから免れてはいるものの、 今後もしも、事実上の事前申請と即時支払請求が個々の保険者に対して現実 になされた場合には、健康保険法第101条と民法第412条第3項の定め からして、保険者は金42万円に対する支払済みまで年5分の割合による遅 延損害金の支払いを免れないと思料する。
 - (ii) 現行の専用請求書は、健康保険法施行規則第86条の定める申請書の要件 を、健康保険法の目的・趣旨と関連性なく、加重するものであるから、施行 規則第86条違反もしくは健康保険法第101条違反となるものと思料する。
- ②直接支払制度を告知する厚労省の「Q&A」は、健康保険法第61条に違反しているとの法的疑義は払拭しえない。
 - (i) 信義則違反は個別的な事例に応じて個々的に判断されるものであって、一律に定型的には判断しえないものであるところ、厚労省の「Q&A」では、産婦の退院後もしくは分娩機関の専用請求書提出後は、産婦は一律に定型的に信義則違反のゆえをもって代理受領の委任を解約しえなくなるかのような行政指導をしている。しかし、これは、健康保険法第61条と最高裁判例に違反している行政指導になりかねないと思料する。
 - (ii) 妊産婦と分娩機関との間の自由診療の分娩契約は、消費者契約法に定める消費者契約に該当する。しかるところ、厚労省の前記「Q&A」は、解約できるものにもかかわらず解約できないかのような事実誤認を妊産婦と分娩機関に与えかねない。これは、厚労省による不実告知と評価されかねないものと思料する。
- ▶ 制度導入猶予策の継続は可能か?

〈井上意見〉

直接支払制度に対する前記の法的疑義が払拭しえない限りは、政策的な当否を問う以前の法的問題として、制度導入猶予策の継続は不可能であると思料する。

▶ 事前申請による代理受取制度の復活は可能か?

〈井上意見〉

事前申請による代理受取制度は、もともと健康保険法や健康保険法施行規則の趣

旨に沿うものである。また、事前申請による代理受取制度の廃止という行政指導はもともと法的効力を有していない。したがって、事前申請による代理受取制度の復活は法的に当然に可能であるし、法の趣旨に沿うものなのでむしろ拡充こそが好ましい。さらに言えば、「事実上の」事前申請による代理受取制度も、現行制度上も可能であると思料する。